

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市条例第42号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「小学校及び中学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）」に改める。

(桑名市輪中の郷（ふるさとセンター）条例の一部改正)

第2条 桑名市輪中の郷（ふるさとセンター）条例（平成16年桑名市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「小中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

(桑名市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第3条 桑名市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成16年桑名市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(桑名市自転車等駐車場条例の一部改正)

第4条 桑名市自転車等駐車場条例（平成18年桑名市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表備考中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(桑名市暴力団排除条例の一部改正)

第5条 桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「中学校」の次に「及び義務教育学校後期課程」を加える。

(桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

(桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第11条、第27条第3項及び第60条第3項において同じ。）」を加える。

(桑名市就学援助条例の一部改正)

第8条 桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「桑名市立小学校」を「桑名市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」に、「公立小学校」を「公立の小学校」に改め、同条第2号中「桑名市立中学校」を「桑名市立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」に、「公立中学校」を「公立の中学校」に改める。

(桑名市学童保育所条例の一部改正)

第9条 桑名市学童保育所条例（平成30年桑名市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。